

事務事業評価シート

(平成 25 年度実施事業)

事務事業名	水道事業における水質管理業務事業			事業コード	1258
所属コード	906001	課等名	上下水道局浄水課 水質管理センター	係名	水質管理係
課長名	山崎博也	担当者名	三浦孝洋	内線番号	697-6905
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	快適な都市機能	コード	7
	施策	いつでも信頼される上水道事業の推進	コード	5
	基本事業	安定給水の確保	コード	1
予算費目名	水道事業会計 1款01項10目 水質分備消耗品費 (010-15, 25) 水道事業会計 1款01項10目 委託料 (016-10) 水道事業会計 1款01項10目 修繕費その他 (019-90) 水道事業会計 1 款 10 項 90 目 工具器具備品 (180-10)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	平成 17 年度	
根拠法令等	水道法第 4 条, 第 20 条, 水道法施行規則第 17 条, 水道水質基準に関する省令等			

(2) 事務事業の概要

安全でかつ良質で信頼できる水道水を確保する水質管理の一環として、水道水の安全性と水質基準に適合した水であることを確認するために水質検査を実施している。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

昭和 32 年に水道法が制定され、水道水の水質検査を行うこととされた。以来、水道法第 20 条に基づき水質検査を実施している。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

水道法第 20 条に基づき水質検査を実施しているが、平成 5 年度及び平成 16 年度に水質に関する大幅な法令の改正がなされ、検査項目の増加や高度な検査が必要になった。これに対応するため検査機器の整備・検査の技術や精度の向上が求められている。最近では水質検査の実施のみならず、統合的アプローチによる水道水質管理水準の向上を図るため、食品製造分野で確立されている HACCP（ハサップ）の考え方を導入した「水安全計画」を策定し、水源から給水栓に至る各段階での危害評価と危害管理による一元化した水質の管理が求められている。また、水道法の改正により水道水の検査に民間の登録検査機関が参入することが出来るようになった。平成 20 年度には、水道部として水質基準項目を主体とした自己検査体制を今後とも維持することが決定された。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

- ・水道水の原料となる河川の表流水 (原水)
- ・水道水を製造する浄水場
- ・供給先の給水栓

(2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 見込み
A 原水	件	8	8	8	8	8
B 浄水場の数	施設	7	7	7	7	7
C 給水栓の数	件	21	19	21	21	21

(3) 25年度に実施した主な活動・手順

- ・原水から給水栓までの水質検査業務については年間計画をもとに実施している。
- ・水質検査業務
- ・水安全計画の策定
- ・採水作業
- ・分析作業
- ・データ管理
- ・検査項目は水道法の水質基準項目, 水質管理設定項目など

(4) 活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 目標値
A 原水の採水箇所 (ダム湖調査箇所含)	箇所	18	11	12	12	12
B 浄水の採水箇所 (定期採水箇所含)	箇所	31	29	28	28	28
C 給水栓の測定箇所 (毎日検査箇所)	箇所	36	36	36	36	36

(5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

水道水の安全性を図り、水質検査結果を浄水処理及び送配水・給水栓に反映させ安定した水質を確保する。

(6) 成果指標 (意図の達成度を示す指標)

指標項目	性格	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 目標値
A 水源及び原水水質の把握	□上げる □下げる ■維持	件	130	108	120	120	120
B 送配水・給水栓の水質基準の適合 (管理目標項目含)	□上げる □下げる	件	372	362	350	350	350

	■維持						
C 残留塩素濃度の維持	□上げる □下げる ■維持	件	13,140	13,140	13,140	13,140	13,140

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23年度実績	24年度実績	25年度計画	25年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	0
	⑤その他(水道事業会計)	千円	30,267	35,638	40,627	34,080
	A 小計 ①～⑤	千円	30,267	35,638	40,627	34,080
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	16,200	16,200	16,200	16,200
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	64,800	64,800	64,800	64,800
計	トータルコスト A+B	千円	95,067	100,438	105,427	98,880
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

総合計画の施策の目的に結びついている。

理由：水質検査を行うことにより、水道水の安全性を確認するとともに、より安全で質の高い水道水の供給に寄与する水質管理の資料となる。

② 市の関与の妥当性

市の関与は妥当である。

理由：法定事務である。

③ 対象の妥当性

法定事務であるため現状で妥当である。

④ 廃止・休止の影響

影響がある。

理由：水質事故時などの緊急時において迅速な対応が困難になるとともに、水質管理の点からも機動性のある対応が必要である。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

国で定められた公定法による検査精度よりも高い検査水準で水質検査を実施していることから向上余地はない。また平成24年1月に公益社団法人日本水道協会から認定を受けた「水道GLP：水道水質検査優良検査所規範」に基づき検査の精度と体制を維持していかなければならない。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

全ての水道使用者が受益者であり、水道料金を財源としている水道事業において、供給する水道水の安全性を維持し、これの確認・保証のために行っていることから公平・公正である。

(4) 効率性評価

水質検査業務において、検査の目的や効果を維持しながら、効率化や方法の対照を行うことにより経費削減を行える可能性はあるが、成果を下げずに大幅な削減は難しい。また、水質基準項目は自己検査を基本としており、定期検査はもとより緊急時に迅速な対応が出来るような体制を維持する必要があるため、成果を下げずに現状より人件費を削減する余地はない。

4 事務事業の改革案（Plan）

(1) 改革改善の方向性

平成 24 年 1 月に認定を受けた「水道 GLP」に基づき、高い水質検査精度を確保しながら、安全性の高い水質管理を実施する必要がある。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

上下水道局の方針として、自己検査体制を維持していくことを決定した。年々、水質基準が厳しくなると共に、新たな検査項目も追加されることから、水質検査の高い精度管理と水源から給水栓までの総合的な水質管理が必要になってくる。これらに対応するためには、水質検査技術はもとより、水道技術の向上などの多くのスキルアップの他、策定済みである水安全計画（共通編、新庄浄水場編、沢田浄水場編）のより一層の活用と米内浄水場編、中屋敷浄水場編の早期策定が必要である。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

水質管理業務については、水安全計画の策定を更に進めるとともに職員へ十分周知し、水源から蛇口まで一本化した水質管理の強化を図る必要がある。

水質検査業務については、水道 GLP に基づき精度の高い水質検査の実施とより一層の効率化を図るための検討が必要である。